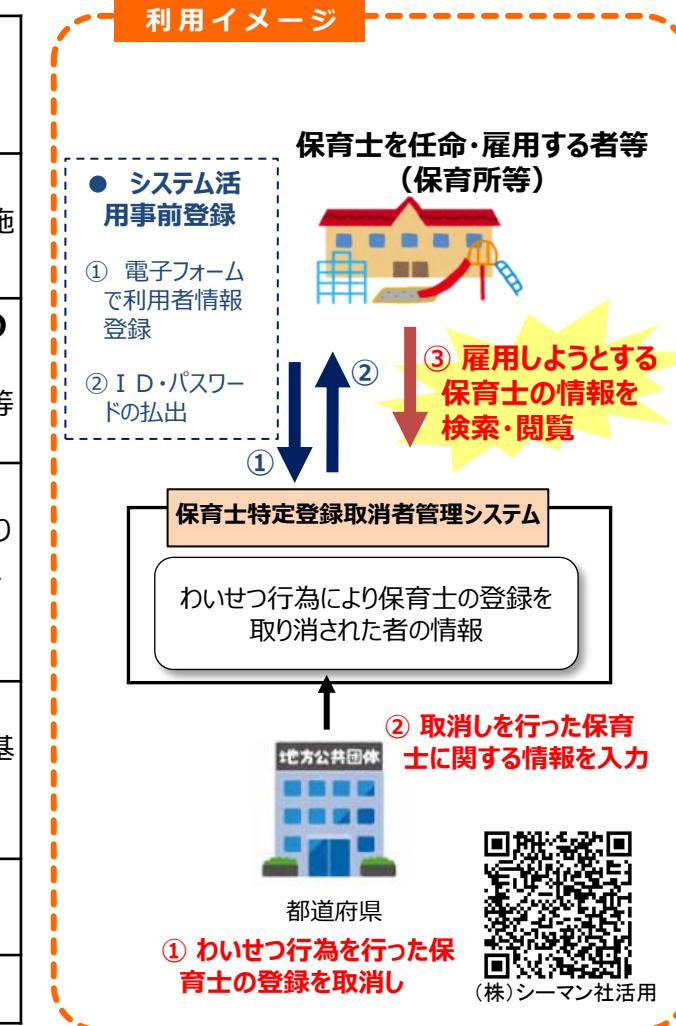


令和6年4月より、こどもに関わる業務を行う施設等において、**保育士を任命・雇用しようとするときは保育士特定登録取消者管理システムを活用することが義務付けられています!!**

※システムへの登録がお済でない場合は所管の自治体までお問い合わせください。

対象となる職	<b>保育士</b> ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	<b>保育士を任命又は雇用する者</b> ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、所轄庁による指導監督権限が及ぶ施設・事業所（別紙参照）
データベースに掲載・表示される情報	<b>児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報</b> ※ 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型等
確認後の対応	<b>各事業者で適切に判断。</b> ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認や、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	<b>対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用</b> ※ 但し、必ずしも継続的でなく保育士を任命・雇用する施設等であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行うものについては、個別の申請に応じてこども家庭庁がデータベースを検索し結果を回答。
取消情報の掲載期間	<b>少なくとも40年間</b> （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	<b>罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保</b>

## 利用イメージ



## 対象施設・事業所

(別紙)

- ・保育所
- ・幼保連携型認定こども園
- ・幼保連携型以外の認定こども園
- ・認可外保育施設  
(届出をしているもの)  
(企業主導型保育施設を含む)  
(個人のベビーシッターを除く)
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・乳児等通園支援事業
- ・預かり保育 (子子法に基づくもの)
- ・児童養護施設
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援  
(児童発達支援センターで行われるもの以外)
- ・放課後等デイサービス
- ・児童心理治療施設
- ・小規模保育事業 (A型・B型・C型)
- ・事業所内保育事業
- ・病児保育事業
- ・乳児院
- ・病院 (結核児童に対する療育の給付を行う  
指定療育機関)
- ・母子生活支援施設
- ・一時預かり事業
- ・一時保護施設
- ・女性自立支援施設
- ・女性相談支援センター